

令和3年6月定例会 少子・高齢福祉社会対策特別委員会の概要

日時 令和3年6月30日(水) 開会 午前10時 1分
閉会 午後 0時 9分

場所 第2委員会室

出席委員 白土幸仁委員長
木下博信副委員長
山口京子委員、関根信明委員、小久保憲一委員、長峰宏芳委員、
岡村ゆり子委員、石川忠義委員、水村篤弘委員、木村勇夫委員、
橋詰昌児委員、西山淳次委員、柳下礼子委員

欠席委員 なし

説明者 [福祉部]
山崎達也福祉部長、細野正副部長、和泉芳広少子化対策局長、
金子直史地域包括ケア局長、横田淳一福祉政策課長、佐々木政司社会福祉課長、
藤岡麻里地域包括ケア課長、岸田正寿高齢者福祉課長、
鈴木康之障害者福祉推進課長、黛昭則障害者支援課長、
石井哲也福祉監査課長、大熊誉隆少子政策課長、松井明彦こども安全課長、
鈴木健一こども安全課児童虐待対策幹

[保健医療部]
高橋司参事兼疾病対策課長

[産業労働部]
倉持和之雇用労働課副課長、岩本如貴産業人材育成課副課長

[教育局]
中澤幹雄総務課主幹、楠奥佳二特別支援教育課主幹兼主任指導主事

会議に付した事件

障害者の自立支援について

山口委員

- 1 県が中核発達支援センターや地域療育センターを設置し、発達障害児の診療療育体制の強化を図っていることは評価しているが、中核発達支援センターについては初診までの待機期間が長くなっていると言われている。現在、どの程度の待機期間となっているのか。
- 2 発達障害は早期発見・早期支援が重要であると言われている。県では、中核発達支援センターの受診に関する待機解消に向けて、どのように取り組んでいるのか。
- 3 発達障害の早期発見・早期支援のためには、市町村や保育所、幼稚園などで適切な支援ができる人材を見つけ、こうした方たちを育成する必要があるが、人材育成の実績と今後の見込みはどうか。
- 4 本定例会における細田善則議員の一般質問にもあったが、eスポーツは障害者の社会参加促進のツールとして有効であり、今後活用していくべきと考える。知事からは、eスポーツを次期障害者支援計画に位置付けることについて検討していきたいと考えているとの答弁があったが、今後、どのように検討していくのか。
- 5 障害者は様々な障害を持っており、一般事業所への就労は難しいと考える。また、様々な支援が必要である。障害者が一般就労していくために、県としてどのような支援を行っているのか。あわせて、支援の実績として、一般就労した障害者の方はどの程度いるのか。
- 6 苦労して就労した障害者が、長く同じ職場で働き続けられることが望まれるが、なかなか難しいと思う。このことについて、どのような課題があるのか。また、課題に対してどのような取組を行っているのか。

障害者福祉推進課長

- 1 中核発達支援センターの初診までの待機期間は、令和2年度の平均で4.6か月となっている。
- 2 委員御指摘のとおり、発達障害は早期発見・早期支援が重要であるため、待機期間が長いことは好ましくないと考えている。そこで、小児科や精神科の医師を対象に、発達障害の早期支援に必要な診療の知識や技術を習得していただくための研修を実施し、身近な地域で受診できる医療機関を増やす取組を行っている。現在、188の医療機関で発達障害の受診が可能となっており、これを県ホームページで公表している。今後は、こうした医療機関の情報を市の保健センターなどに積極的に周知することで、地域での受診を促していきたいと考えている。
- 3 発達障害に早期に気付き適切な支援を行うためには、市町村職員や保育士、幼稚園教諭などの育成が欠かせないと考えている。そのため、市町村職員や保育士、幼稚園教諭などを対象に、発達障害に気付き、その子供に応じた支援ができるよう人材育成の研修を実施している。令和2年度は動画配信などを取り入れ、1,690人が受講した。また、医療や療育の専門職の人材育成研修も実施しており、令和2年度は動画配信等により1,048人が受講した。市町村職員の異動や保育士の退職などにも対応するため、今後も引き続き人材育成研修を実施し、早期発見・早期支援ができる体制を整備していきたいと考えている。
- 4 eスポーツは、障害のある人もない人も同じ舞台上で競い合えることから、障害者の社

会参加の促進につながるものとして期待できると考えている。障害者支援計画は、現行の計画が令和3年度から令和5年度の3年間で期間としたものであり、本年度、第6期の計画がスタートした。次期計画の策定に当たっては、有識者や障害者団体の代表の方々からなる「埼玉県障害者施策推進協議会」の意見を伺う必要がある。この協議会では、三つのワーキングチームを作り、それぞれ検討テーマを決めて議論を深めている。7月からワーキングチームの検討が始まるので、県としては、検討テーマの一つとして「eスポーツ」を示し、様々な角度から意見を伺っていきたい。

障害者支援課長

- 5 障害者の一般就労を支援するため、県では就労移行支援事業所や就労継続支援B型事業所を設置してきた。こういった事業所において障害者に対し、就労に必要なマナーなど資質や能力の向上や、障害者一人一人の能力や障害特性にあった職場開拓、就職後の職場定着に向けた支援を行っている。また、就労移行支援事業所や就労継続支援事業所から一般就労した実績は、令和元年度で1,271人である。
- 6 障害者が職場定着し就労を継続していくためには、障害者の生活の安定が不可欠であり、障害の特性に応じた取組を行うことが重要である。障害者の中には、例えば起床時間や就寝時間など、規則正しい生活習慣をなかなか形成することができない方もいる。そういう方については、例えば起床時間や就寝時間、服薬時間などを分かりやすく一覧表にするといった工夫を凝らして、規則正しい生活が送れるよう生活面からの支援を行っている。今後もこうした支援を通じて、障害者の就労継続の支援に努めていきたい。

山口委員

- 1 4.6か月という待機期間は、これまで県民の皆様から伺っていた期間よりも長い上、子供の発達状況が相当変わるため親は気が気ではないと思う。市の1歳6か月検診などですぐに医療機関につなげられる人がいると大変心強いので、こうした支援体制を構築してほしいと思うがどうか。
- 2 現行の第6期埼玉県障害者支援計画は令和5年度までの計画となっている。eスポーツは現在時流に乗っていると思うが、現行の計画の中に位置付けることはできないのか。
- 3 職場定着については、朝と夜が逆転してしまう障害者の方もおり大変だと思う。特別支援学校では、先生等が就労した方に3年間程度アドバイザーのようにフォローしていたと思うが、そういう制度はあるのか。

障害者福祉推進課長

- 1 委員御指摘のとおり、最初に気付いたときに医療機関につなげられることが大事だと考えている。そのため、保健師など専門職の方々に発達障害の受診ができる医療機関を周知し、こうした医療機関があるということが保護者にもしっかりと伝わるようにしていきたい。
- 2 現行の第6期埼玉県障害者支援計画を途中で変更することは可能である。埼玉県障害者施策推進協議会等の議論を踏まえて検討していきたい。

特別支援教育課主幹兼主任指導主事

- 3 委員御指摘のとおり、特別支援学校では3年程度を目途にフォローしている。その際に、特別支援学校の進路担当や元担任などが、障害者の就労支援センター等と協力して継続した支援ができるようにしている。

障害者支援課長

- 3 現在、障害者就業・生活支援センターを県内10か所に設置し支援員を配置している。当該支援員が、生活面の改善や就労が滞りなくできるよう、相手方の企業と調整しながら、就労が定着していくような支援を行っている。

橋詰委員

- 1 発達障害と診断される方が増加していると聞いており、私も相談を受けることが増えている。そういった状況の中で、発達障害総合支援センターの相談支援については、発達障害のある子供とその家族からの相談に対応しているとのことだが、相談件数はどの程度か。また、相談内容はどのようなことが多いのか。
- 2 障害者の虐待防止について、通報届出件数が増加しているがこの要因は何か。

障害者福祉推進課長

- 1 発達障害総合支援センターには、保健師や公認心理師、作業療法士など、発達障害の知識や経験を持つ専門職を配置し、発達障害児やその家族からの電話や来所による相談に応じている。同センターは平成29年に開設し、相談件数は、平成29年度が740件、平成30年度が698件、令和元年度が794件、令和2年度が653件で、毎年増減はあるものの、おおむね横ばいとなっている。また、主な相談内容としては、「発達障害の診断が可能な医療機関や療育施設などの問合せ」が最も多く、令和2年度は延べ316件であった。次いで多かったのは「発達障害児に対して家庭で家族ができること」についての相談で延べ205件、そして「発達障害の心配」についての相談で延べ94件であった。

障害者支援課長

- 2 平成24年10月の障害者虐待防止法施行以来、県の研修などにより法に定められた通報義務が周知されたこと、また、平成30年10月、県の虐待通報ダイヤル開始により通報しやすい環境が整ったことによる結果であると考えている。

橋詰委員

- 1 県では、現状の電話や来所による相談体制で十分と考えているのか。相談のチャンネルを増やしていく必要もあると思うがどうか。また、親が一番心配していることは将来的な不安である。その点について丁寧に対応してほしいと思うがどうか。
- 2 埼玉県独自の虐待通報ダイヤル#7171について、周知されてきているとは思いますがまだまだ知らない方も多い。更なる周知啓発をどのように行うのか。

障害者福祉推進課長

- 1 なるべく多くのチャンネルで相談を受けることが大切であると考えている。例えば、親への支援としてペアレントトレーニングなどで、親が子供の望ましい行動を増やすための褒め方や、好ましくない行動を減らすための具体的な対応の仕方などの講座を開催するなど、丁寧な対応を心掛けている。親はどうしても不安になってしまうものだと思うので、県民に寄り添った丁寧な相談対応を実施していきたい。

福祉政策課長

2 虐待通報ダイヤル#7171については、平成30年10月から設置し2年半以上が経過している。年々通報の件数は増えてきているが、知られていないという状況は事実である。普及啓発については、日頃からの広報に加え、明日7月から虐待ゼロ推進月間が始まり広報の取組を強化する期間となる。期間中の主な取組として、県内の主要な駅においてポスターを掲示したり、県内の金融機関においてポスターの掲示や啓発品であるティッシュの配布を行ったりする予定である。また、県内のスーパーにも協力いただき、ポスターの掲示や啓発品の配布に加えて、店内放送も実施していただくようお願いしている。様々なツールを使用して、県民の皆様を知っていただけるよう、引き続き取り組んでいく。

関根委員

- 1 令和2年度は平成27年度に比べて、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者が大幅に増加しているが、その理由は何か。また、障害者手帳の取得資格を有する人は、ほぼ全員が手帳を所持しているのか。
- 2 障害者の地域移行について、平成18年度から令和元年度の実績として、障害者施設から2,990人、精神科病院から3,946人移行している。積極的に施策を行っていると思うが、どのような課題があるのか。また、移行できた人の割合はどの程度か。
- 3 グループホームが毎年増えているが、何か課題はあるのか。例えば、グループホームに障害者が入居する際に軽度の障害の方は入居できるものの重度の障害の方は入居できないケースもあると聞いているがどうか。また、職員数に余裕がなく研修の機会があっても受講できないという話を聞いているがどうか。

障害者福祉推進課長

- 1 療育手帳については、障害児を対象とした福祉サービスが充実してきたことなどにより、幼少期から手帳を取得する方が増えていることが考えられる。また、平成30年度の障害者雇用率の引上げに伴い、特に軽度の方による就労のための手帳の取得が進んでいることも要因の一つであると思われる。精神障害者保健福祉手帳の増加の理由としては、発達障害やうつ病などの気分障害が一般的に知られるようになったことで、これまで障害があると認知されていなかった方が手帳を取得するようになったためと考えられる。制度的な理由としては、平成30年度に障害者雇用促進法の改正があり、障害者雇用義務の対象として精神障害者が追加されたため、手帳の取得が就職に結び付けやすくなったことが挙げられる。また、障害者手帳は、申請者が市町村に申請し、県が判定して交付という形になっている。県は、基本的には判定の基準に合致していれば手帳を交付することになっているので、手帳を申請したい方がきちんと申請できるよう、周知を図っている。
- 2 精神障害者は、病状が安定しても、住まいが確保できないことや生活スキルが不足していることなどにより、地域で自立した生活を送ることができないという場合がある。そこで、県ではピアサポーターによる働き掛けを行い退院意欲の向上を図るとともに、相談支援事業所と連携して地域移行支援につなげている。地域移行支援では、退院に向けた相談や情報提供、グループホームやアパート等の住居確保のための支援、社会復帰に向けた生活訓練や一般就労に向けた就労移行支援などの支援につなげている。課題としては、退院した精神障害者が地域で安心して暮らせるよう、地域の支援体制を向上させることが必要と考えている。そのため、保健・医療・福祉の関係者及び市町村の担当

者をメンバーとする会議を保健所ごとに設置して地域の様々な課題の協議を行うとともに、医療機関、相談支援事業所、市町村職員などの支援者向けの研修会を開催し、地域の支援体制の向上を図っている。

障害者支援課長

- 2 障害者施設からの地域移行について、令和元年度までの累計は2,990人である。令和元年度については、143人の方が入所施設から地域移行した。地域移行の割合だが、施設の定員が約6,300人であることを考えると約2.2%の方が地域移行できたという状況である。地域移行の課題であるが、障害者が施設を出て地域で生活していくためには、住まいの場であるグループホームや、日常生活の場である生活介護事業所や就労継続支援事業所の整備が必要である。また、障害者の方が安心して地域で暮らしていくためには、地域でしっかりした仕組みが必要であると考え。現在、県では地域生活支援拠点や基幹相談支援センター等の整備を支援し、何かあったときに地域でしっかりと即応できる体制が敷けるよう整備を進めている。未整備の市町村に対しては、今年度、県職員や専門家が市町村を訪問し、整備に向けた課題を把握した上で整備をお願いしていく。このような取組を通じて、障害者が地域で安心して地域移行できる環境を整備していく。
- 3 グループホームの数は増えているが、障害者入所施設の希望者は令和2年度で1,584人と、ここ数年1,600人程度で推移している。入所希望者が減らない理由は、グループホームが重度障害者の方の受け皿となっていない状況があるためだと思われる。グループホームで重度障害者の方を受け入れるためには、例えば、車いすのスロープなどの設備が必要であり、これについては現在の補助制度では対応できていない。また、職員を手厚く配置する必要があるが、加配についても十分な措置がない。県としては、施設整備補助金の上限額の引上げや配置基準の見直しを国に対して要望してきた。そのほか、何かあったときの職員のバックアップ体制の構築も大きな課題であると考えている。これについては、重度障害者の受入れのノウハウのある入所施設を運営する法人に働き掛けて、グループホームを支援する方法がないか今後検討していきたいと考えている。配置基準上、職員が研修を受講できないという問題があるが、研修は重要であると考えている。今後も、集合研修がよいのか、オンラインがよいのかなど研修の在り方を模索して、より多くの職員が研修に参加できる方法を検討していきたい。

関根委員

地域移行先で事件や事故などは発生していないのか。発生している場合、どう処理されているか。

障害者支援課長

地域移行が原因で事故があったという報告は受けていない。

岡村委員

- 1 埼玉県でもヘルプマークが導入されており、令和2年度には9,559個配布しているとのことだが、配布するだけでなく多くの方に周知されないと意味がない。県として、どのように周知しているのか。
- 2 小学校から大学までを対象とした障害者スポーツ体験会を令和2年度は18校で実施とあるが、当初の予定数は幾つか。

- 3 医療的ケア児者のレスパイトケアについて、ショートステイとデイサービスの利用人数が平成30年度に比べ令和元年度では増加しているが理由は何か。
- 4 ショートステイについては、利用人数の増加に対して施設数は増加していないが理由は何か。
- 5 障害者の親からは、自分がいなくなったら子供がどうなるのか心配であるとの声を多く聞く。障害者就労施設の平均工賃月額は令和元年で15,009円である。この工賃では自立や独立が難しいため、工賃の向上が課題だと考えるがどのように取り組んでいるのか。

障害者福祉推進課長

- 1 ヘルプマークの周知については、彩の国だよりや県ホームページでの広報のほか、鉄道やバス等における中吊り広告の掲載、銀行やスーパー、郵便局でのポスターの掲示、市町村広報誌への掲載、各種イベント等における周知などを行っている。
- 2 小学校から大学までを対象とした体験会は18校で実施し、これは当初から計画した数である。学校の協力を得て総合学習等の時間に授業の一環として行ったため、コロナ禍の中でも実施できた。

障害者支援課長

- 3 平成30年度に県の補助対象を超重症心身障害児者から重症心身障害児者に拡大した。また、この事業は県と市町村が2分の1ずつ補助するスキームであるため、市町村にも補助対象の拡大を働き掛けた。その結果、対象を拡大した市町村が平成30年度の13市町から令和2年度には42市町へと増え、利用人数も増加したと考えている。
- 4 ショートステイの受入れには、人員配置など体制整備が必要となり、時間がかかるためなかなか進んでいない。県としても、受入施設の掘り起こしに努めていきたい。
- 5 確かに、自分がいなくなった後、子供の将来を考えると心配であるとの声は多数あり、少しでも工賃が向上した方がよいと考えている。例えば、工賃向上の取組として、障害者就労施設で魅力ある商品が開発できるよう、パッケージデザインなどの専門家の派遣に要する費用に対して補助を行い、商品の開発を支援している。また、同施設からの優先調達を全庁的に進めている。これらの取組により、少しでも工賃が向上するよう努めている。

岡村委員

- 1 東京都はパラリンピックを機会に障害者スポーツの体験会等を継続的かつ手厚く実施していくと聞いている。本県でも継続的に実施するのか。また、拡大していく考えはあるのか。
- 2 人員体制などの体制整備が原因でショートステイの受入施設が増加していないとのことだが、受入施設の拡大を図るため、県として具体的にどのような取組を考えているのか。

障害者福祉推進課長

- 1 子供たちに障害者スポーツを体験してもらうことは有意義なことと考えている。具体的には、パラアスリートに講師になっていただくことで、子供たちが障害者スポーツの楽しさや難しさを感じられるとともに、障害を乗り越えて前向きに頑張っている姿が良い影響を与えていると考えている。今後もこの事業を継続して、障害者や障害者スポーツへ

の理解を深めていきたい。また、障害者スポーツの普及に関しては、多様な障害者のスポーツ活動を指導する障害者スポーツ指導員の養成も行っており、これまで916の方が養成されている。指導員の養成についても引き続き継続していきたい。

障害者支援課長

2 受入施設の拡大には、市町村との連携が不可欠である。そのため、今年度、県職員や専門アドバイザーを市町村に派遣して、医療的ケア児者支援のニーズや課題を把握し、必要な助言を行う予定である。この中で、レスパイトのニーズがあるにもかかわらず、受入施設が少ない状況であれば、市町村と連携して事業者への働き掛けを行い、受入施設の拡大に努めていく。

小久保委員

埼玉県手話言語条例が施行されて以降、どのような手段で広報活動を行っているのか。

障害者福祉推進課長

彩の国だよりや県のホームページで広報しているほか、リーフレットを作成して市町村や包括連携協定の締結企業などへ配布している。さらに、市町村職員や事業者を対象とした説明会を開催するなど、条例の普及啓発を図っている。

小久保委員

埼玉県手話言語条例に関する県のホームページは文字のみの羅列である上、リーフレットでは手話を三つ紹介しているだけとなっている。県のホームページに読み上げ機能が備わっているとはいえ、なぜ言語である手話を使ったホームページを作成していないのか。手話は言語であるという認識に基づき、県のホームページで、絵や写真、動画などを活用し、より積極的に手話を紹介するとともに、条例の内容を手話で表現すべきと考えるがどうか。

障害者福祉推進課長

手話は言語であるという認識に基づき、今後、県のホームページにおいても手話による表現を検討していきたい。

小久保委員

1 県内に聴覚平衡機能障害を持っている方は、令和2年末現在で16,350名いる。こうした方に情報を届け、共生社会を実現するためにも、絵や写真、動画を使用したホームページの作成を積極的に進めてほしい。例えば、神奈川県は条例全文を手話の動画により紹介している。また、群馬県は手話で簡単な挨拶をしてみようという動画を作成している。さらに、沖縄県は簡単な手話を写真で紹介している。埼玉県もホームページを通じて魅力を発信し、手話に興味を持ってもらえるように工夫を施してほしい。(要望)

2 手話言語条例施行以降、イベントなどはどの程度実施しているのか。

障害者福祉推進課長

2 平成29年度から毎年、手話普及リレーキャンペーンを小学校など県内4か所で行っている。小学生が親しみやすいようクレヨンしんちゃんの手話テキストを使用したり、

手話ダンスなどを活用したりして、手話に触れてもらっている。なお、令和2年度については、新型コロナウイルスの影響で中止となった。

木村委員

- 1 数年前に県立美術館で開催された障害者アート展に行ったが、作品のすばらしさはもちろん、絵を描いた作家の背景にストーリー性が感じられ、大変感動したとともに印象に残っている。今後、障害者アートの魅力発信の機会を増やしていくべきであると思うが、現状、県としてどのような取組を行っているのか。
- 2 アートには費用もかかるかと思うが、県として経済的な支援は行っているのか。

障害者福祉推進課長

- 1 障害者アートには魅力的ですばらしい作品がたくさんあり、例えば、手が不自由な方が足を使って描いた作品などがある。県としても、そういった障害者アートの魅力を大いに発信していく必要がある。そこで、県では、本年度から障害者アートオンライン美術館を開設し、できるだけ多くの方に障害者アートの魅力に触れていただく機会を設けている。
- 2 経済的な支援については、障害者アートに係る相談支援、人材育成、ネットワークづくり、発表の機会の創出などを行う拠点団体があり、こちらに県から補助金を交付して支援している。

石川委員

- 1 就労継続支援事業所などについて、既存事業所の改築や大規模修繕に当たっては補助金により支援しているとのことであるが、現状の障害者施設の物件の形態はどうなっているのか。自己所有物件と賃貸物件の割合は分かるのか。
- 2 特別支援学校における就職支援に当たり、福祉部と連携することはもちろんだが、産業労働部とはどのように連携しているのか。

障害者支援課長

- 1 通所事業所の物件の形態について、自己所有と賃貸の割合は数字を持ち合わせていない。調査して分かれば報告させていただく。

特別支援教育課主幹兼主任指導主事

- 2 特別支援学校の進路指導主事などが中心となって、日頃からハローワークや障害者就労支援センターと連携を取りながら、企業の開拓など就職支援に取り組んでいる。

石川委員

- 1 事業所の物件は賃貸が多いのではないかと思うが、既存事業所が移転を求められたとき、移転先がなかなか見つからないという課題がある。県として、こうした課題に対して相談を受けられる体制は整備されているのか。
- 2 ハローワークや障害者就労支援センターと連携を取っているとのことだが、特別支援学校の担任の先生などが必死な思いで自ら雇用先を探してくるのが実態だと思う。福祉部が橋渡しになり産業労働部の協力を求めるなど、積極的に取り組んでいくべきだと思うがどうか。

障害者支援課長

- 1 既存事業所の移転先に関する相談を受ける体制はない。

特別支援教育課主幹兼主任指導主事

- 2 委員から御指摘いただいた点について、産業労働部や福祉部とも連携しながら検討を進めていきたい。

西山委員

- 1 資料では、障害者委託訓練の令和2年度の修了者等は132人、就職者は37人となっている。一方、職業能力開発センターにおける訓練については、修了者等は10人、就職者は9人となっている。委託訓練では約4分の1の就職率である。訓練生の障害の種類による就職率の傾向はあるか。
- 2 職業訓練は就職を目指すものであり、就職率を高めるためには、企業ニーズに応じた人材を送り出すことが重要なポイントである。委託訓練では就職をするための支援を行っていないのか。

産業人材育成課副課長

- 1 就職者数37人については速報値であり、毎年6月末現在の数値で確定する。障害者委託訓練の就職率は、例年40%前後である。職業能力開発センターの訓練と比べ、委託訓練は訓練期間が短く、就職支援できる期間も短いことから、就職率に差が生じていると考えている。また、委託訓練の中でも、知識・技能習得訓練コースについてはパソコン関係の集合訓練を行うもので、実践能力習得訓練コースは企業での実地訓練を行うものである。知識・技能習得訓練コースよりも実践能力習得訓練コースは就職率が高い。なお、訓練生の障害の種類による就職率の高低については、傾向はないと考えている。
- 2 委託訓練では、職業訓練中はもとより、職業訓練終了後も、訓練生の希望を踏まえた就職支援を行っている。なお、実践能力習得訓練コースでは、受入企業と訓練生側が相談して訓練内容を工夫しており、企業ニーズを踏まえたものとなっている。

水村委員

- 1 日中活動の場の確保に関して、就労継続支援、生活介護及び障害児通所支援事業所の箇所数と定員がそれぞれ増加傾向にあるが、利用者数も増えているのか。供給に見合った需要はあるのか。
- 2 障害者スポーツは、障害のある方もない方も、また、高齢者も子供も楽しめるユニバーサルスポーツであるという考え方もできる。競技性だけを追求するのではなく、地域における明るく楽しいコミュニケーションを促進するツールとしても役立っていることから、公園や公共施設で活動している方々を積極的に支援していくべきと考える。ポッチャを含め、ユニバーサルスポーツ団体への支援について、どのように考えているのか。

障害者支援課長

- 1 事業者から利用者の減少による廃止届の提出はなく、需要は高いと考えている。令和2年10月の利用者数で見ると、生活介護事業所では定員に対して約9割の利用者がいる。障害児通所支援事業所については、令和2年度の状況であるが、定員10,287人に対して利用者数は約17,000人となっている。1人が毎日利用するわけではな

いため、定員より利用者数が多くなっている。

障害者福祉推進課長

- 2 身近な場所で障害者スポーツが行える環境を整備していくことは重要と考えており、障害者スポーツ体験会の実施や障害者スポーツ指導員の養成に取り組んでいる。また、障害者スポーツの地域イベントに障害者スポーツ指導員を派遣して楽しさを普及している。さらに、障害のある方もない方も参加できる、県のボッチャ大会を開催したり、障害者スポーツ用具を貸し出したりして普及を図っている。

水村委員

- 1 就労継続支援事業所はどうか。
- 2 ユニバーサルスポーツをより広く認知してもらうための広報活動は行っているのか。

障害者支援課長

- 1 就労継続支援事業所については、定員12,386人に対し、令和2年10月の月間の利用者は12,678人となっている。1人が毎日利用するわけではないため、定員より利用者数が多くなっている。

障害者福祉推進課長

- 2 パラリンピック内定者等に県庁に表敬訪問していただきマスコミに取り上げてもらったり、地域で障害者スポーツの普及に取り組む事業に10万円を助成したりしている。

柳下委員

- 1 精神障害者の方が集まるサロンがコロナ禍で開催できず利用者が不安に思っている。こういった障害者の不安をどのように把握しているのか。
- 2 発達障害者が増えている状況を県はどのように捉えているか。また、発達障害児・者への支援について、将来にわたって本人と家族の負担を軽減するために、県はどのような活動を行ってきたのか。あわせて、どのような成果があったのか。
- 3 障害者就労施設の平均工賃月額が令和元年で15,009円であるが、低いと思う。働いた成果としての給与が上がれば、障害者もうれしいはずである。工賃向上にどのように取り組んでいるのか。
- 4 障害者への支援活動を始めて50年になるが、障害者の暮らしを支えるためには家族だけでなく地域全体で支える体制が必要と考える。この点について、どのように考えているのか。
- 5 県の民間企業の障害者雇用率は2.3%と低い状況である。これを引き上げるべく取り組んでいると思うが、今後の見通しはどうか。
- 6 県立特別支援学校及び高等部の職業学科における卒業生で一般就労したものは345人、就労率は31.5%で、前年と比べて2.7ポイントも減少しているが、その原因は何か。あわせて、今後どのように対策するのか。

障害者福祉推進課長

- 1 県ホームページにおいて、障害者施設向けのコロナ関係の情報をまとめて掲載している。また、電話等で個別に相談等があれば、個々にアドバイスしている。
- 2 発達障害児・者の支援について、県としては発達障害者の方やその家族が不安になら

ないようしっかり支えていくことが重要と考えている。発達障害は見た目には分かりにくく、親のしつけが悪いなどと思われ、周囲から誤解されることもある。親が負担感、孤立感を抱えてしまうこともあるため、そうした親に対して楽しく子育てができるよう、子供の良いところ、できるところを誉めて学ぶプログラムなどを実施している。また、発達障害の子供を育てた経験がある親に同じ立場で相談に応じていただく取組も実施している。こうした取組が、子育てのヒントの獲得や、不安感、負担感の軽減につながっていると考えている。

障害者支援課長

- 3 障害者は工賃を得たり、社会参加したりすることに喜びを感じられており、大変意義のあることである。少しでも工賃を向上させ、障害者が生きがいを持って働くことができるよう引き続き取り組んでいく。
- 4 障害者を家族だけでなく地域で支える体制づくりとして、地域生活支援拠点等や基幹相談支援センターの整備を進めている。そのために、県は未整備の市町村に専門家や県職員を派遣し、整備に向けた助言を行っていく。

雇用労働課副課長

- 5 民間企業の障害者雇用率について、2.3%は法定雇用率の2.2%より若干上回っており、低いわけではない。また、全国平均の2.15%より高く、全国的には18位である。ただし、この3月に法定雇用率が2.2%から2.3%に引き上げられた上、今まで45.5人以上の企業が法定雇用率を遵守すべき対象だったが、2人少ない43.5人以上の企業も対象に加わり、ハードルが高くなった。雇用率をどんどん上げていきたいと思っているが、まずは、2.3%の目標をクリアするために努力している。

特別支援教育課主幹兼主任指導主事

- 6 昨年度の卒業生については、前年度と比べて一般就労する生徒が減少した一方、進学する生徒や、3月時点では就職が決まらず就労に向けた取組を継続している生徒などが多かった。その原因としては、新型コロナウイルス感染症の影響で臨時休業などがあり、早期から企業での実習等を十分に行うことができなかったことなどが挙げられる。今年度については、感染症対策を十分に行った上で早期から産業現場等の実習を実施するとともに、障害者を雇用している企業の人事担当者等に就労支援アドバイザーという形でアドバイスをいただいている。そのほか、今年度は企業向けの学校公開も実施できる状況にある。こういったことにより、就労を希望する生徒が就労できるように取り組んでいきたい。

柳下委員

精神障害者の当事者団体から、精神障害者が就労できたことにより、障害の等級が下がる事態となり、不安になって生活が崩れてしまったという事例を聞いている。是非このような現場の声を聞いて支援してほしいと思うがどうか。

障害者支援課長

障害支援区分については、市町村に対して、一面をもって判断することがないように周知している。この点について改めて周知していく。